福島県土木部コンクリート製品認定要領

(目的)

第１条　この要領は、福島県土木部コンクリート製品認定要綱（以下「要綱」という。）の運用に必要な事項を定めたものである。

(所掌事務)

第２条　技術管理課は申請された工場より提出された書類、及び工場調査員が行った工場調査について、その内容を審査し土木部長に報告する。

２　技術管理課は、製品の認定に関する以下の事項について検討を行う。

（１）申請工場より提出された書類（表－１）

（２）コンクリート製品工場調査調書

(申請手続)

第３条　製品の認定を継続して申請する工場は７月末日までに、製品の認定を新規に申請する工場は１２月末日までに、「福島県土木部コンクリート製品認定申請書（様式－１）」により、必要書類（表－１）を添え技術管理課に提出する。

(工場調査)

第４条　申請のあった工場のうち、下記について工場調査を行うものとする。

（１）過年度の工場調査実績より、土木部長が必要と認めた工場

（２）新規に製品の申請をしている工場

２　工場調査を行う調査員は、次に掲げるいずれかの者をもって充てる。

（１）技術管理課職員

（２）申請工場管内の建設事務所職員

３　調査員が行う調査は表－２に掲げる事項について行う。

(認定審査)

第５条　認定審査は、第３条の提出書類及び前条の工場調査事項の内容について、要綱第２条の認定基準により審査する。

(改善通知)

第６条　前条の審査の結果、土木部長は要綱第２条の認定基準に満たない事項があると認めた場合、その旨を当該申請工場に対し通知することができる。

(再審査)

第７条　前条により、通知を受けた工場で再度審査を希望する者は、定められた期日までに所要の報告書を提出し再審査を受けるものとする。

(認定の通知、公表)

第８条　土木部長は、第５条及び前条により製品を認定する場合は以下により通知、公表を行う。

（１）認定申請工場に対して通知する。

（２）コンクリート製品認定品目一覧表を、福島県土木部各課及び公所の長に対して通知する。

(付則) 施行期日　平成　７年４月１日

平成１１年９月１日（改正）

平成１５年９月１日（改正）

平成１８年７月３日（改正）

平成２０年１月４日（改正）

平成２０年４月１日（改正）

令和　２年４月１日（改正）

令和　７年１２月８日（改正）

（様式―１）

令和　　年　　月　　日

土木部長　様

（出願者名）

令和　年度福島県土木部コンクリート製品認定のための申請書

下記のとおり製品認定を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

１．認定申請品目等について

No	品　　目　　名	R　年度 申請	今年度 認定	JIS 認証 製品
1	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄU型側溝　本体及び蓋 （JISA5372 附属書 E 推奨仕様 E-2）			
2	ｺﾝｸﾘｰﾄ L 型側溝及び鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ L 型側溝 （JISA5371 附属書 C 推奨仕様 C-1 及び 5372 附属書 E 推奨仕様 E-4）			
3	ｺﾝｸﾘｰﾄ境界ﾌﾞﾛｯｸ （JISA5371 附属書 B 推奨仕様 B-2（福島県規格型Ⅱ-F-a 製品も含む））			
4	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾘｭｰﾑ及び鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄﾍﾞﾝﾁﾌﾘｭｰﾑ （JISA5372 附属書 F 推奨仕様 F-1）			
5	道路用鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ側溝　本体及び蓋 （JISA5372 附属書 E 推奨仕様 E-3）			
6	下水道ﾏﾝﾎｰﾙ側塊（JIS5372 附属書 D 推奨仕様 D-1）			
7	ｺﾝｸﾘｰﾄ積ﾌﾞﾛｯｸ（JISA5371 附属書 D 推奨仕様 D-1）			
8	県普通型道路用鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ側溝及び蓋（福島県規格製品）			
9	ｺﾝｸﾘｰﾄ張ﾌﾞﾛｯｸ			
１０	ｺﾝｸﾘｰﾄ平張ﾌﾞﾛｯｸ			
１１	ｺﾝｸﾘｰﾄ連節ﾌﾞﾛｯｸ			
１２	ボックスカルバート　※(注)(3)に製品規格を記入			
１３	異形カルバート　※(注)(4)に製品規格を記入			
１４	擁壁ブロック（L 型）　※(注)(5)に製品規格を記入			
１５	法枠ブロック			

（注）（１）今年度認定品及び令和　年度認定申請品は○印です。

（２）当社の JIS 認証製品は○印です。

また、No.9～No.15 について、JIS 規格Ⅱ類申請予定は△印です。

（３）ボックスカルバートの申請規格は○印です。

	600×600	800×800	1000 ×1000	1500 ×1000	1500 ×1500	2000 ×1500	2000 ×2000	2500 ×2000	3000 ×2000
RC									
PC									

（４）異形カルバートの申請規格は○印です。

	150	200	250	300	350	400	450	500	600	700	800	900	1000	1100
Ⅰ形														
Ⅳ形	－													

（５）擁壁ブロックの申請規格(壁高)は○印です。

1000	1250	1500	1750	2000	2250	2500	2750	3000

２　添付資料について

①　工場調書	（様式―2）	⑧　製品検査調書	（様式―9）
②　製造設備調書	（様式―3）	⑨　試験設備調書	（様式―10）
③　生産量調書	（様式―4）	⑩　ｺﾝｸﾘｰﾄの品質管理調書	（様式―11）
④　材料調書	（様式―5）	⑪　ｺﾝｸﾘｰﾄ耐久性向上施策実施状況調書	（様式―12）
⑤　材料の品質管理調書	（様式―6）	⑫　工場全景写真及び位置図	（様式―13）
⑥　示方配合調書	（様式―7）	⑬　応力計算書及び製造図面	（ｶﾙﾊﾞｰﾄ・擁壁）
⑦　製品製造工程調書	（様式―8）	⑭　ｺﾝｸﾘｰﾄ用骨材試験成績表	

表－１　製品認定提出書類

１．工場調書	様式－２
２．製造設備調書	様式－３
３．生産量調書	様式－４
４．材料調書	様式－５
５．材料の品質管理調書	様式－６
６．示方配合調書	様式－７
７．製品製造工程調書	様式－８
８．製品検査調書	様式－９
９．試験設備調書	様式－１０
１０．コンクリートの品質管理調書	様式－１１
１１．コンクリート耐久性向上施策状況調書	様式－１２
１２．工場全景写真及び位置図	様式－１３
１３．応力計算及び製造図面	ボックスカルバート、異形カルバート、擁壁ブロックに限る
１４．コンクリート用骨材試験成績表 表－３「コンクリート用骨材試験一覧表」による試験を実施し、指定試験機関（注）の試験成績表、または、JIS Q 1012 の骨材受入検査で規定している試験成績表のいずれかを添付すること。	

（注）　一般財団法人ふくしま市町村支援機構

表－２　工場調査事項

１．工場概要	イ　JIS 許可月日 ロ　認定取得月日 ハ　資格者 ニ　社内規格	４．貯蔵設備	イ　セメント ロ　骨材 ハ　鉄筋
２．材料管理	イ　セメント ロ　混和材 ハ　骨材 ニ　鉄筋	５．製品管理	イ　検査方法 ロ　表示 ハ　製品保管 ニ　輸送方法
３．製造設備	イ　計量装置 ロ　ミキサ ハ　試験機器 ニ　養生 ホ　試験室	６．産業廃棄物対策	イ　スラッジ処理 ロ　不合格品の処理 ハ　回収排水の管理 ニ　工場排水の管理
		７．実施検査	イ　製品検査 ロ　材料試験
		８．その他	

製品認定の手順

申請書提出（表－１）　→　工場調査通知　→　工場調査（表－２）　→　認定審査　→　結果通知（３月）

表－３　コンクリート用骨材試験一覧表

試験	骨材の種類											
	天然骨材				JISA5005							
	砂		砂利		砕砂				砕石			
					JIS品		その他		JIS品		その他	
	試験頻度	試験機関	試験頻度	試験機関	試験頻度	試験機関	試験頻度	試験機関	試験頻度	試験機関	試験頻度	試験機関
絶乾密度・吸水率	1回／月以上	a・b・d	1回／月以上	a・b・d	1回／月以上	b・c・d	1回／月以上	a・b・d	1回／月以上	b・c・d	1回／月以上	a・b・d
粒度・粗粒率	1回／月以上	a・b・d	1回／月以上	a・b・d	1回／月以上	c・d	1回／月以上	a・b・d	1回／月以上（粒度だけに適用）	c・d	1回／月以上（粒度だけに適用）	a・b・d
隣接するふるいに留まる量	―	―	―	―	1回／月以上	c・d	1回／月以上	a・b・d	―	―	―	―
粒形判定実積率	―	―	―	―	1回／月以上	c・d	1回／月以上	a・b・d	1回／月以上（2005だけに適用）	c・d	1回／月以上（2005だけに適用）	a・b・d
微粒分量	1回／月以上（1回／週以上微粒分量の多い砂）	a・b・d	1回／月以上	a・b・d	1回／月以上	c・d	1回／月以上	a・b・d	1回／月以上	c・d	1回／月以上	a・b・d
すりへり減量	―	―	1回／12ヶ月以上	a・b・d	―	―	―	―	1回／12ヶ月以上	b・c・d	1回／12ヶ月以上	a・b・d
アルカリシリカ反応性	1回／６ヶ月以上	a・b・d	1回／６ヶ月以上	a・b・d	1回／６ヶ月以上	b・c・d	1回／６ヶ月以上	a・b・d	1回／６ヶ月以上	b・c・d	1回／６ヶ月以上	a・b・d
安定性	1回／12ヶ月以上	a・b・d	1回／12ヶ月以上	a・b・d	1回／12ヶ月以上	b・c・d	1回／12ヶ月以上	a・b・d	1回／12ヶ月以上	b・c・d	1回／12ヶ月以上	a・b・d
塩化物量（NaClとして）	1回／12ヶ月以上（1回／週以上塩化物量の多い砂）	a・b・d	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
有機不純物	1回／12ヶ月以上	a・b・d	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
粘土塊量	1回／月以上	a・b・d	1回／月以上	a・b・d	―	―	―	―	―	―	―	―
石炭・亜炭等で密度1.95g/cm3の液体に浮くもの	1回／12ヶ月以上	a・b・d	1回／12ヶ月以上	a・b・d	―	―	―	―	―	―	―	―
軟らかい石片	―	―	1回／12ヶ月以上	a・b・d	―	―	―	―	1回／12ヶ月以上	a・b・c・d	1回／12ヶ月以上	b・c・d

【凡例】

（実施機関）

ａ： 自工場の試験成績表

ｂ： 自工場又は骨材製造業者が”公平であり妥当な試験データ及び試験結果を得る十分な能力をもつ第三者試験機関”へ依頼した試験成績表

ｃ： 骨材製造業者の試験成績表

ｄ： 指定試験機関の試験成績表

※”公平であり妥当な試験ﾃﾞｰﾀ及び試験結果を得る十分な能力をもつ第三者試験機関”は次をいう。

１）JISQ17025に適合することを、認定機関によって、認定された試験機関

２）JISQ17025のうち該当する部分に適合していることを自らが証明している試験機関であり、かつ、次のいずれかとする。

ー　中小企業近代化促進法（又は中小企業近代化資金等助成法）に基づく構造改善計画等によって設立された共同試験場

ー　国公立の試験機関

ー　民法３４条によって設立を許可された機関

ー　その他、これらと同等以上の能力のある機関